

請求人

● ● ● ● 様
● ● ● ● 様
● ● ● ● 様

請求人ら代理人弁護士

光 成 卓 明 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 岡 崎 亨 一

総社市職員措置請求書に係る監査の結果について（通知）

令和 7 年 1 2 月 5 日付けで地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき提出された総社市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、次のとおり監査したので、同条第 5 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受理

1 請求人

総社市 ● ● ● ●
● ● ● ●

総社市 ● ● ● ●
● ● ● ●

総社市 ● ● ● ●
● ● ● ●

請求人ら代理人弁護士

岡山市北区富田町 1 丁目 3 番 1 5 号 グランデール 2 階
光成 卓明

2 請求書の提出日

令和7年12月5日

3 請求の要旨

令和3年度から令和6年度のそうじゃのお米支援補助金（以下「お米支援補助金」という。）が、そうじゃ地食べ公社（以下「公社」という。）に違法に支出されたことにより発生した総社市（以下「本市」という。）に対する損害を公社に違法に支出されたお米支援補助金により生じた不当利得を本市に支払うよう請求すること。また、片岡聡一らに損害賠償請求をすることを本市が怠る事実は違法であるので、これらの損害を本市に支払うよう、公社及び片岡聡一らに請求することを求める。

なお、請求人らが提出した措置請求書（請求人目録及び委任状を除く）及び総社市職員措置請求書補正書並びに総社市職員措置請求変更申立書は、別添のとおりである。

また、事実を証する書面については、以下のとおりであり、本件監査結果では添付を省略する。

令和7年12月5日提出（添付書類）

- ・総社市がふるさと納税返礼品として提供する米の調達費用について（回答）
- ・地方税法第37条の2第5項及び第314条の7第5項に基づく報告の求め（回答）
- ・当該年度のお米支援補助金交付申請書（変更交付申請書を含む）
- ・当該年度のお米支援補助金交付決定通知書（変更交付決定通知書を含む）
- ・当該年度のお米支援補助金に関する補助事業実績報告書

令和7年12月23日提出（追加書類）

- ・当該年度のお米支援補助金に関する支出負担行為決議書（変更を含む）
- ・当該年度のお米支援補助金に関する歳出予算内示書（当初予算及び補正予算）
- ・令和4年度のお米支援補助金に関する支出命令書及び精算命令書

4 請求の要件審査

措置請求書について要件審査したところ、住民監査請求の対象となる請求内容が含まれていることから、令和7年12月17日付けで監査の実施を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年12月5日付け措置請求書及び令和7年12月19日付け総社市職員措置請求書補正書並びに令和7年12月23日付け総社市職員措置請求変更

申立書，総社市職員措置請求口頭意見陳述要旨から，措置請求書の第1総社市長に対する措置請求の要旨のうち，1，2，3及び4の令和6年4月25日支出のお米支援補助金 24,938,875 円は，不真正怠る事実についての請求と認められ，支出のあった日又は終わった日から1年を経過していることから，法242条第2項の規定により監査請求は認められない。したがって，監査は，4の令和6年度のお米支援補助金 146,205,350 円から 24,938,875 円を控除した 121,266,475 円を監査対象事項とした。

なお，総社市職員措置請求変更申立書の第1措置請求の要旨の変更のアの最後に記されている合計額は，1億9510万7786円が正しい金額である。したがって，同変更申立書の最後の合計の金額も同様である。

措置請求書の第2措置請求の理由のうち，7外部監査の求めについては，本市が法の求める条例を制定していないため実施できない。

よって，監査は，お米支援補助金の違法性及び公社の不当利得の有無に主眼を置いて行うものとした。

2 監査対象部局

総合政策部ふるさと納税推進課，産業部農林課

3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第7項の規定に基づき，令和7年12月23日に請求人に対して，証拠の提出及び陳述の機会を付与した。その際，関係職員を立ち会わせた。

請求人からは，新たな証拠として前述の追加書類(添付を省略)が提出され，陳述の要旨は，おおむね次のとおりである。

(1) お米支援補助金の趣旨

お米支援補助金については，「地産地消推進事業(ふるさと納税)」(以下「ふるさと納税事業」という。)を事業名とし，補助事業の内容は，ふるさと納税返礼品として総社産米を販売し，地産地消を推進するものとして，交付申請が行われている。補助事業実績報告においても，同事業についてのみ実績報告が行われている。お米支援補助金は，公社のふるさと納税事業の施行に必要な経費として交付されているものである。したがって，お米支援補助金の交付金額は，公社の同事業の収支不足額に限定されなければならないが，実際の収支不足額より多い金額を申請し，余分に受け取ったお米支援補助金を同事業の経費以外の用途に充てることは許されない。

(2) 公社のふるさと納税事業の収支とお米支援補助金の充当状況

令和3年度は，経常収支△13,906,030円(赤字)，お米支援補助金 19,557,000円であり，5,650,970円がふるさと納税事業以外に充当されている。お米支援補助金がそれ以外の事業に充てられた比率は，約29%である。

令和4年度は、経常収支 11,863,835 円（黒字）、お米支援補助金 27,333,440 円であり、27,333,440 円がふるさと納税事業以外に充当されている。お米支援補助金がそれ以外の事業に充てられた比率は、100%である。

令和5年度は、経常収支△9,130,079 円（赤字）、お米支援補助金 31,999,890 円であり、22,869,811 円がふるさと納税事業以外に充当されている。お米支援補助金がそれ以外の事業に充てられた比率は、約71%である。

令和6年度は、経常収支△115,785,605 円（赤字）、お米支援補助金 146,205,350 円であり、30,419,745 円がふるさと納税事業以外に充当されている。お米支援補助金がそれ以外の事業に充てられた比率は、約21%である。

総社市議会（以下「市議会」という。）へは、ふるさと納税事業以外への流用はあるともないとも言っていないが、ほぼほぼふるさと納税事業に充てられると説明している。令和4年度においては、ふるさと納税事業に充てられたお米支援補助金は皆無であった。

（3）地方税法違反となるお米支援補助金交付について

令和6年度は、米価高騰により返礼品原価が30%規制を超過している。お米支援補助金で補填していたため、総務大臣から指定取り消しの処分を受けている。他の自治体は、返礼品の量を減らして対応しているが、総社市は約束通りの量を送付していた。

よって、公社への不当利得返還と総社市長及び総社市副市長への損害賠償を求める。

第3 監査の結果

1 結論

住民監査請求は、法第242条第2項により、当該行為のあった日から1年を経過したときは、正当な理由のない限りこれを行うことができないと規定されている。本件措置請求書の收受日である令和7年12月5日時点において既に1年を経過している令和6年12月4日以前のお米支援補助金の支出については、1年以内に請求できなかった理由が示されていないため、本件請求のうち、令和3年度から令和6年度お米支援補助金の令和6年4月25日までに支出された部分については、不真正怠る事実として却下する。

本件請求のうち、令和6年度のお米支援補助金の令和6年12月5日以降に支出された部分に対する請求は、棄却する。

2 監査により認められた事実

お米支援補助金は、令和3年度から総社市補助金等交付要綱に基づき交付されていた。監査対象とした令和6年度のお米支援補助金は、本市が公社に対して令

和7年2月27日に116,954,680円、同年3月27日に310,375円、同年4月24日に4,001,420円の合計121,266,475円を支出していた。

令和6年度のお米支援補助金の支出総額は、146,205,350円である。これは、監査対象外とした令和6年4月25日に支出した24,938,875円が含まれるものである。令和6年度の公社のふるさと納税事業の経常収支は、△115,785,605円（赤字）であり、令和6年度のお米支援補助金の総額から前述の赤字額を引いた30,419,745円が公社のふるさと納税事業以外の事業に充当されたものである。

令和6年度のお米支援補助金交付申請は、公社代表理事の片岡聡一から総社市長へ行われ、総社市副市長が交付決定通知をしている。変更交付申請及び変更交付決定通知も同様である。

3 監査委員の判断

(1) お米支援補助金の違法性の検討

本市が公社に対して交付しているお米支援補助金の違法性について考察すると、お米支援補助金は、令和3年度の当初予算において創設されている。当時の本市当局の市議会に対する説明は、一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会において、「総社産のお米の生産につきまして、水田の維持管理を含め、栽培から収穫、加工、出荷販売そしてふるさと納税に至るまで全面的に支援作業を行って来ております。そうじゃ地食ベ公社に対して作業活動に必要な経費の一部を補助しようとするもの」、「内容については、もうほぼほぼ負担はふるさと納税に対するものが主な内容」、「この補助金は、あくまでも地食ベ公社に対する活動支援ということでございまして、ただ想定してますのは、ふるさと納税に対しての活動に大きく経費もかかってまいるというのが想定されますので、それはふるさと納税も含めて、総社市の水稲作支援に全力で活動して下さっている地食ベ公社に対して一部を補助しようというのが趣旨でございまして。」などと述べている。

令和4年度当初予算の説明では、同分科会において、「ふるさと納税も含めた総社市での水稲作を支援するための地食ベ公社の活動に対する補助」としている。さらに、令和4年3月14日の産業建設委員会において、令和3年度一般会計補正予算（第15号）のお米支援補助金の減額の説明の中で「地食ベ公社の活動に際して支援するための補助金でございまして。」と説明している。

また、令和6年12月12日の産業建設委員会における令和6年度一般会計補正予算（第6号）のお米支援補助金増額の説明の中で「この支援金自体は、一般財団法人そうじゃ地食ベ公社におけるふるさと納税米の安定確保、返礼米のお米の確保というところで様々な事業に該当するものというところで支出をしておるところでございまして。その中で、安定確保といいましても、乾燥であったり、調整、保管、そのほか水稲作の作付けによる確保の経費、あと一般財団法人そうじゃ地食ベ公社として耕作放棄地を解消して、さらにそこにふるさと納税米を作付けしていて、そのような様々な取り組みに対する経費を1俵あたり換算で行っておるところでございまして。」などと説明している。そうするとこのお米支援補

助金は、名称に関わらず、ふるさと納税事業に関わる経費を中心としているけれども公社の活動支援のための補助金として、市議会に対して説明され適法に成立したものと考えられる。

なお、お米支援補助金の交付申請及び交付決定の事務処理は、その積算において予算の例示的な説明を踏襲しており、事務手続きとして不適切である。しかしながら、前述で考察したお米支援補助金の趣旨及び実際のお米支援補助金の充当は、お米支援補助金の趣旨に沿うものと認められる。

したがって、交付申請などの事務手続きの不適をもって、お米支援補助金が直ちに違法なものと断じることはできない。

(2) 公社の不当利得の有無についての検討

請求人は、公社がふるさと納税事業の収支不足額を水増し、虚偽の数値を記載してお米支援補助金の交付申請を行い、過大なお米支援補助金の交付を受け、これを公社の他の事業に流用したと主張し、また、片岡聡一らがこのことを承知の上でお米支援補助金を交付したことが違法であると主張するが、前述のとおり、お米支援補助金の交付充当は、お米支援補助金の創設の趣旨に沿うものと判断できる。

公社の不当利得とされるものの主体は、令和6年度のお米支援補助金であるが、基本的にお米支援補助金の趣旨に沿うものであること、さらには地方税法違反にかかるお米支援補助金であることを理由とするものと考えられるが、これは、本市がお米支援補助金のうち公社の「ふるさと納税事業」経費に充てられる金額が、地方税法上の「返礼品」調達価格に含まれることは自明であるにもかかわらず、米価が高騰した令和6年産米による返礼を継続したことによって、公社の返礼米の購入価格と本市の調達価格の差額が自動的に公社に負債が生じることとなり、お米支援補助金の対象となる事態が生じたものであることは明らかである。公社は、本市の指示により必要数量の返礼米を購入し、精米、袋詰めし寄付者へ発送したものである。そうすると、請求人指摘の公社の不当利得は存在しないものと考えることが出来るのである。

(3) 措置請求書 第2 措置請求の理由の検証

1 請求人等の記述は、適正なものと認められる。

2 総社市の「そうじゃのお米支援補助金」については、ii「そうじゃのお米支援補助金」の支出について、令和7年12月23日提出の総社市職員措置請求変更申立書による変更（追加）部分は請求人の見解であり、認めることはできない。i 総社市ふるさと納税返礼の方法及びiii「そうじゃのお米支援補助金」の交付趣旨のうち、エの「同補助金は明らかに、公社の「ふるさと納税事業」の不足額を補填する趣旨のものである」との記述を除き、事実と認められる。

3 公社の「ふるさと納税事業」の収支状況については、iiの前段の記述を除

き、i及びiiのア、イ、ウの記述が事実と認められる。

- 4 違法性と不法行為・不当利得については、iの趣旨及び理由付けは認められない。ii「ふるさと納税」に関する地方税法の規制を超える返礼品となる補助金の交付について、総務大臣により「ふるさと納税」の対象団体の指定を取り消されたのは、事実である。iii片岡の双方代理について、平成27年6月30日に改正公布の「市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則」により、ただちに双方代理であるとは認められない状態であった。さらに、令和7年12月19日に「補助金支出の追認について」の議案が市議会へ提出され、可決されたことから解消されたものと認められる。iv公社が交付を受けた補助金について、お米支援補助金の不当利得性は、前述のお米支援補助金の違法性の検討から、不当利得にあたるものとは認められない。
- 5 損害賠償請求権・不当利得返還請求権とその行使の懈怠については、前述のお米支援補助金の違法性の検討及び公社の不当利得の有無についての検討から、公社へのお米支援補助金の交付は違法なものとは認められないので、お米支援補助金の交付によって、本市に損害は発生しているとは認められない。同様に公社が交付を受けたお米支援補助金は、不当利得ではないと認められる。

以上の考察から、監査の対象である令和6年度のお米支援補助金の一部である121,266,475円の支出については、違法なものとは認められない。

よって、本件請求には理由がないと認められ、法第242条第4項の規定により、結論のとおり決定する。

(4) 監査委員の意見

お米支援補助金は、総社市補助金等交付要綱により交付しているが、今後、公社に対する補助金を交付するにあたっては、個別の交付要綱の制定を検討されたい。

また、地方税法違反により「ふるさと納税」の対象団体の指定を取り消されたのは誠に遺憾であり、法令順守を励行されることを強く望むものである。

総社市職員措置請求書

令和 7年12月 5日

請求人ら代理人弁護士 光 成 卓 明



総社市監査委員 殿

第1 総社市長に対する措置請求の要旨

総社市長が、総社市が一般財団法人そうじゃ地食べ公社に対し令和3年度から令和6年度の間「そうじゃのお米支援補助金」として交付した金員のうち、

- 1 令和3年度の補助金1955万7000円のうち金565万0970円、
- 2 令和4年度の補助金2733万3440円の全額、
- 3 令和5年度の補助金3199万9890円のうち金2286万9811円、
- 4 令和6年度の補助金1億4620万5350円の全額、

について、一般財団法人そうじゃ地食べ公社に対する不当利得返還請求、片岡聡一（総社市長）及び中島邦夫（総社市副市長）に対する損害賠償請求をすることを怠る事実は違法なので、

ア 一般財団法人そうじゃ地食べ公社、片岡聡一、及び中島邦夫に対して、各自上記3及び4の合計額である金1億6907万5161円、

イ 一般財団法人そうじゃ地食べ公社及び片岡聡一に対して、各自上記1及び2の合計額である3298万4410円、

を総社市に支払うよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

1 請求人等

請求人らは総社市民である。

片岡聡一（以下「片岡」という）は、①平成19年10月から現在に至るまで総社市長の職にあり、②平成19年10月から令和7年10月29日に至る



までの間、一般財団法人そうじゃ地食べ公社（以下単に「公社」という）の代表理事の職にあり、公社に対する令和3年度及び4年度の補助金交付の決定を自ら行った者である。

中島邦夫（以下「中島」という）は、令和4年4月1日から現在に至るまで総社市副市長の職にあり、公社に対する令和5年度及び6年度の補助金交付の決定を専決で行った者である。

2 総社市の「そうじゃのお米支援補助金」

i 総社市のふるさと納税返礼の方法

総社市は、いわゆる「ふるさと納税」制度に係る寄付者に対する返礼品交付を、

ア 返礼品たる総社産米の調達、精米、袋詰め、寄付者への発送等をすべて公社が担当して行い、

イ 総社市は公社から返礼品米を購入してその代金を支払う、という方法で行っている。（公社が総社市の「ふるさと納税」返礼品について行っている事業を以下、「ふるさと納税事業」と呼ぶ。）

ii 「そうじゃのお米支援補助金」の支出

総社市は公社に対し、令和3年度以降、「そうじゃのお米支援補助金」を交付している。

令和3年度から令和6年度の間総社市が公社に交付した同補助金の額は、以下のとおりである。

令和3年度 金1955万7000円

令和4年度 金2733万3440円

令和5年度 金3199万9890円

令和6年度 金1億4620万5350円

iii 「そうじゃのお米支援補助金」の交付趣旨

総社市は、「そうじゃのお米支援補助金」についての交付要綱を制定しておらず、同補助金を「総社市補助金等交付要綱」に基づいて支出している。

しかしながら同補助金については毎年度、

ア 「地産地消推進事業（ふるさと納税）」を事業名として交付申請がなされており、

- イ 補助金申請において、補助事業の事業内容は、「ふるさと納税返礼品として、総社産米を販売し、地産地消を推進」するものとされており、
- ウ 返礼品たる米の1俵あたりの調達費用を計算して「総事業費」を算出し、そのうち公社の「自己資金」（総社市から返礼品米の代金として支払われる金員を指すと考えられる）で不足する金額を同補助金として交付申請がなされており、
- エ 総社市は公社の上記の申請を受けて補助金交付決定をしているので、同補助金は明らかに、公社の「ふるさと納税事業」の不足額を補填する趣旨のものである。

3 公社の「ふるさと納税事業」の収支状況

i 公社の「ふるさと納税事業」の収支状況

公社の「ふるさと納税事業」の令和3～6年度の収支状況は、以下のとおりであった。

令和3年度

事業の経常収入（事業に伴う諸収入・内部売上を含む。以下同じ）	190,990,417 円
事業の経常経費	204,896,447 円
事業の経常収支	-13,906,030 円

令和4年度

事業の経常収入	151,260,652 円
事業の経常経費	139,396,817 円
事業の経常収支	11,863,835 円

令和5年度

事業の経常収入	144,780,992 円
事業の経常経費	153,911,071 円
事業の経常収支	-9,130,079 円

令和6年度

事業の経常収入	301,951,024 円
事業の経常経費	417,736,629 円
事業の経常収支	-115,785,605 円

すなわち、公社の「ふるさと納税事業」の経常収支は、

令和3年度 赤字 13,906,030円
令和4年度 黒字 11,863,835円
令和5年度 赤字 9,130,079円
令和3年度 赤字 115,785,605円

であった。

ii 「そうじゃのお米支援補助金」の水増し申請と流用・交付

「そうじゃのお米支援補助金」の交付趣旨は、前項iiiのとおり、公社の「ふるさと納税事業」の収支不足額を補填する趣旨のものであるから、交付金額は公社の同事業の収支不足額に限定されなければならない。

しかるに公社は総社市に対し、毎年度、同事業の収支不足額を水増しし虚偽の数値を記載して同補助金の交付申請を行って過大な補助金の交付を受け、これを公社の他の事業の赤字を補填するために流用していた。

他方、片岡は総社市長として、中島は総社市副市長として、いずれも、公社の補助金申請が水増しされた内容虚偽のものであり、公社は過大交付された同補助金を補助事業以外の赤字補填に流用することを熟知したうえで、

ア 片岡は、令和3年度分及び4年度分の補助金を、公社に対し申請どおりに交付し、

イ 中島は、令和5年度分及び6年度分の補助金を、公社に対し申請どおりに交付し、

ウ 片岡は、中島が令和5年度分及び6年度分の補助金を、公社に対し申請どおりに交付することを容認した、ものである。

4 違法性と不法行為・不当利得

i 公社の「ふるさと納税事業」の収支不足額を超える補助金の交付

公社に対する「そうじゃのお米支援補助金」は、各年度における公社の「ふるさと納税事業」の収支不足額を補填する趣旨のものであるから、各年度の同事業の経常赤字額である

令和3年度 1390万6030円
令和4年度 0円

令和5年度 913万0079円

令和6年度 1億1578万5605円

を超過して支出することができないものであり、これに反して、公社の虚偽の内容の申請に基づいて同補助金を支出することは違法であるから、片岡・中島が行った前項iiア・イ・ウの行為は、総社市に対する不法行為に該当する。片岡・中島の上記行為による総社市の損害額は、各年度分について上記金額を超過して交付された補助金額、すなわち、

令和3年度 565万0970円

令和4年度 2733万3440円

令和5年度 2286万9811円

令和6年度 3041万9745円

である。

ii 「ふるさと納税」に関する地方税法の規制を超える返戻品となる補助金の交付

ア 地方税法の平成31年改正により、「ふるさと納税」制度については、

い 総務大臣がその定める基準に適合する地方公共団体を「ふるさと納税」対象団体に指定する制度を定め、

ろ 返礼品の額が寄付金の額の30%以下でなければならないものと定め、

は 指定を受けた地方公共団体において、返礼品の額が「ろ」の基準に適合せず、もしくは虚偽の報告をしたときは総務大臣が「い」の指定を取消することができる、

旨が定められた。

イ 総社市が令和6年度において公社に交付した「そうじゃのお米支援補助金」のうち、公社の「ふるさと納税事業」の不足額115,785,605円は、地方税法により規制される「ふるさと納税」の返礼品の額に含まれるので、同年度分の総社市の返礼品の金額は同法が定める「寄付額の30%」の基準を超過することとなり、地方税法に反し違法である。なお総務大臣はその理由により、令和7年9月30日、総社市に対する「ふるさと納税」の対象団体の指定を取消した。

ウ 総社市長たる片岡、及び総社市副市長である中島は、令和6年度分について上記不足額を補助金として公社に交付することによって、同年度

分の総社市の返礼品の金額が地方税法の定める「寄付額の30%」の基準を超過することとなることを熟知しながら、中島において上記補助金を公社に交付し、片岡においてそれを容認したものである。両名の上記行為は、地方税法に違反する行為であり、かつその結果必然的に総社市が「ふるさと納税」対象団体の指定を取消されることになる（すなわち総社市に対し害を与える行為である）ので、総社市に対する不法行為に該当する。

両名の上記行為による総社市の損害額は、少なくとも、上記違法により交付された金額である1億1578万5605円を下らない。

iii 片岡の双方代理

片岡は、本件各年度の「そうじゃのお米支援補助金」の交付の当時、総社市長であると同時に、公社の代表理事であった。自身が法人を代表して行った補助金交付申請に対して、市長としてこれを交付することは、双方代理であって違法である。片岡の行為は、この理由でも違法である。

iv 公社が交付を受けた補助金のうち、i～iiiの理由で違法なものについては、公社は法律上の原因なくして総社市の財産によって利益を受け、そのために総社市に損失を及ぼしたものであるため、民法第703条の不当利得の受益者に該当する。

5 損害賠償請求権・不当利得返還請求権とその行使の懈怠

以上の理由により総社市は、

i 片岡及び中島の不法行為によって金2億0205万9571円（ただし中島については令和5・6年度分の金1億6907万5161円）の損害を被ったので、民法第709条に基づき、

ア 片岡及び中島に対し各自、令和5年度及び6年度分の補助金に係る損害の合計額である金1億6907万5161円、

イ 片岡に対し、令和3年度及び4年度分の補助金に係る損害の合計額である金3298万4410円、
の賠償を請求する権利を有し、

ii 公社に対し、民法第703条に基づき、金2億0205万9571円の不当利得返還請求権を有し、

片岡、中島、及び公社はこれらの債務を連帯して総社市に支払うべき責任がある。しかるに総社市長は、片岡、中島、及び公社に対して、上記の権利の行使を違法に怠っている。

6 結論

よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

7 外部監査の求め

本件については、地方自治法第252条の43にもとづき、外部監査人による監査を求める。

総社市監査委員は、総社市議会の請求に基づく監査において、本件補助金につき「正当性は少なからずある」と結論づけているので、本件補助金の正当性について予断を有していることが明白だからである。

第3 添付書類

- | | |
|----------|-------|
| 1 委任状 | 3 通 |
| 2 証拠書類各写 | 各 1 通 |

総社市職員措置請求書補正書

令和 7年12月19日

請求人ら代理人弁護士 光 成 卓 明



総社市監査委員 殿

令和7年12月5日付総社市職員措置請求書の一部を、下記のとおり補正します。

記

「第2 措置請求の理由」第3項 i 末尾から2行目（措置請求書4ページ5行目）に、

令和3年度 赤字 115,785,605 円

とあるのを、

令和6年度 赤字 115,785,605 円

と訂正する。

以上



総社市職員措置請求変更申立書

令和 7年12月23日

請求人ら代理人弁護士 光 成 卓 明



総社市監査委員 殿

第1 措置請求の要旨の変更

「措置請求の要旨」を、下記のとおりに変更する。

記

総社市長が、総社市が一般財団法人そうじゃ地食べ公社に対し令和3年度から令和6年度の間「そうじゃのお米支援補助金」として交付した金員のうち、

- 1 令和3年度の補助金1955万7000円のうち金565万0970円、
- 2 令和4年度の補助金2733万3440円の全額、
- 3 令和5年度の補助金3199万9890円のうち金2286万9811円、

4 令和6年度の補助金1億4620万5350円の全額、
について、一般財団法人そうじゃ地食べ公社に対する不当利得返還請求、片岡聡一（総社市長）及び中島邦夫（総社市副市長）に対する損害賠償請求をすることを怠る事実は違法なので、

ア 一般財団法人そうじゃ地食べ公社、片岡聡一、及び中島邦夫に対して、各自、①上記2の内金2634万3000円、②上記3の金員の全額、及び③上記4の内金1億4589万4975円、の合計額である、金1億9501万7786円、

イ 一般財団法人そうじゃ地食べ公社及び片岡聡一に対して、各自、①上記1の金員の全額、②上記2の内金99万0440円、及び③上記4の内金31万0375円、の合計額である、金695万1785円、
を総社市に支払うよう請求することを求める。」



第2. 措置請求の理由の変更

「措置請求の理由」第2項iiの第3段落を、下記のとおりに変更する。

記

「他方、片岡は総社市長として、中島は総社市副市長として、いずれも、公社の補助金申請が水増しされた内容虚偽のものであり、公社は過大交付された同補助金を補助事業以外の赤字補填に流用することを熟知したうえで、

ア 中島は、①令和4年度分の補助金の内金2634万3000円、②令和5年度の補助金の内金3111万4375円、③令和6年度の補助金の内金1億4589万4975円を、公社に対し申請どおりに交付し、

イ 片岡は、総社市職員が令和3～6年度分の補助金を公社に対し申請どおりに交付することを容認した、ものである。

第3 変更の理由

1 措置請求以後に、本件補助金の支出負担行為の決裁者が、以下のとおりであることが判明した。

R3年度

ア	R3.10.5	5,222,000	大塚康弘副市長
イ	R3.11.15	1,687,000	■■■■ 財政課長
ウ	R3.12.15	4,976,000	■■■■ 総務部長
エ	R4.1.15	3,334,000	■■■■ 総務部長
オ	R4.2.15	4,338,000	■■■■ 総務部長

R5年度

ア	R5.4.3	11,044,000	中島副市長
イ	R5.10.23	452,160	■■■■ 財政課長
ウ	R5.11.1	20,070,375	中島副市長
エ	R6.3.25	433,355	■■■■ 財政課長

R6年度

ア	R6.4.1	24,938,875	中島副市長
---	--------	------------	-------

(この支出負担行為については、支出負担行為決議書のコピーが薄いため、

決裁者が中島副市長であるかどうか、決議書からは明らかでない。しかし、この金額の補助金の支出負担行為の決裁は■■■■総務部長の権限を超えているはずなので、中島副市長が決裁したものと推定される。）

イ R6.12.23 116,954,680 中島副市長
ウ R7.3.3 310,375 ■■■■財政課長
エ R7.3.28 4,001,420 中島副市長

R4 年度

同年度については、総社市が本件補助金の決裁関連文書を喪失しているので、支出負担行為の決裁者が直接には判明しない。しかしながら、補助金の支出命令書は残存しており、それによれば、以下の各支出負担行為が行われたことは確実である。

ア R4.5.11 ころ 15,508,000
イ R4.12.5 ころ 74,000
ウ R4.12.5 ころ 10,835,000
エ R5.3.30 ころ 916,440

R3, 5, 6 年度の支出負担行為の決裁は、総社市規則による決裁区分に従って行われているので、上記のうちのア・ウの支出負担行為の決裁者が中島副市長であることは確実である。

よって、

- 1 中島邦夫に対する損害賠償請求を求める金額を、以下のとおりに変更する。

令和4年度	2634万3000円	(令和4年度ア及びウの合計額)
令和5年度	2286万9811円	(変更なし)
令和6年度	1億4589万4975円	(令和6年度ア・イ・エの合計額)
合計	1億9501万7786円	